

レバンガ EZOCA（エゾクラブポイント）カード会員規約

第1章 一般条項

第1条 会員の定義

1. レバンガ EZOCA（エゾクラブポイント）会員（以下、会員という）とは、本規約をご承諾の上、当社所定の手続きに従って入会を申し込みされた方で、株式会社リージョナルマーケティング（以下「当社」という）が入会を適格と判断し認めた方をいいます。
2. 入会にあたっては、株式会社北海道バスケットボールクラブが運営するレバンガ北海道オフィシャルファンクラブ事務局（以下「レバンガ北海道ファンクラブ事務局」という）が指定する入会方法に、「お名前・性別・生年月日・連絡先としての電話番号・現住所等」をご記入いただくか、別途当社が定める方法によりお申し込みください。

第2条 会員証

1. 会員証とは、共通ポイントプログラムを利用することのできる会員であることを示すものであり、当社又は当社が発行を認めた企業が発行した会員カード、その他会員証として当社が認めたものをいいます。
2. 会員証は会員のみが使用することができます。会員は、善良なる管理者の注意義務をもって会員証を使用・保管するものとします。会員証及び積み立てられたポイントを第三者に譲渡（当社所定の手続きに従って行う場合を除きます）若しくは貸与、担保設定をすることはできません。
3. 会員証に対して、パスワードの設定が必要となる場合があります。パスワードの設定を行った場合には、会員は善良なる管理者の注意義務をもってパスワードを使用・保管するものとします。パスワードは会員のみが使用することができ、第三者に開示し又は使用させることはできません。
4. 会員カードの発行を受けた会員は、会員カード受領後、直ちにカードの署名欄に自著し、善良なる管理者の注意義務をもって会員カードを使用・保管するものとします。
5. 会員カードは当社の所有物であり、ご署名いただいたご本人のみにその使用を認めるものです。会員カードを第三者に貸与、譲渡し、又は担保設定をすることはできません。
6. 下記各号のいずれかに該当した場合、会員証を無効とさせていただきますので、あらかじめご了承下さい。
 - (1) 会員が本章第7条に基づき退会をした場合
 - (2) 会員が本章第8条のいずれかに該当したことにより除名された場合
 - (3) 本章第10条に基づき共通ポイントプログラムが終了した場合
 - (4) その他当社が会員証を無効とすることが適切であり必要であると判断した場合

第3条 共通ポイントプログラム

1. 会員は共通ポイントプログラムの一環として、以下のサービスを受けることができます。
 - (1) EZOCA加盟店（以下、「加盟店」という）での商品のご購入及びサービスのご利用に際し、会員証

を提示された会員に対し、商品のご購入金額及びサービスのご利用等当社及び加盟企業が別途定める条件に応じてポイントを付与いたします。

- (2) 会員は付与されたポイントを、当社又は加盟店が提供する商品若しくはサービスとの交換又はその代金の全部若しくは一部に充当するか、ポイント交換機にて加盟店及び EZOCA 提携店（以下、「提携店」という）にてご利用いただける、共通お買い物券（500 ポイントで 500 円）、ご利用券のほか、電子カタログ商品と交換すること（以下、「ポイントのご利用」という）ができます。
 - (3) ポイントのご利用後にご利用の取り消し、ポイントの返還等を行うことはできません。
 - (4) ポイントのご利用により加盟店・提携店より提供を受ける商品又はサービスにかかる契約は会員と加盟店・提携店との間で成立いたします。当社は、会員がポイントをご利用されることにより加盟店・提携店から提供を受ける商品又はサービスについての責任を負いかねます。
2. EZOCA 加盟企業（以下「加盟企業」という）とは、当社が共通ポイントプログラムへの参加資格を認めた企業のことを言います。なお新規参加や脱退により、ポイントが利用できる加盟店・提携店並びに商品及びサービスの範囲が変更されることがあります。また、一部ポイントをご利用いただけない店舗がありますので、ご了承ください。
3. 会員証ご利用時現在の加盟店・提携店、商品の購入・サービスのご利用に応じて発行されるポイントの計算方法、ポイントをご利用いただけない商品及びサービスの範囲その他ポイントプログラムの詳細については、ご利用案内、及び EZOCA ホームページに記載されております条件に従います。ご確認の際は EZOCA ホームページにアクセスしていただくか、本規約末尾の EZOCA 事務局までお問い合わせください。
4. 会員証ご利用時現在のポイント残高は、加盟店での商品購入後・サービスご利用後に発行されるレシートに表示されるポイント数で確認していただくほか、EZOCA ホームページにアクセスしていただくか、本規約末尾の EZOCA 事務局までお問い合わせいただくこと、その他別途当社が定める方法で確認することができます。

※EZOCA ホームページにてポイント残高をご確認いただくにはマイページへのご登録が必要となります。

第 4 条 ポイントの有効期限・失効

- 1. ポイントの有効期限は最終のポイント数の変動日より 3 年間です。有効期限内にポイント数の変動がなった場合、それまでに貯められた全ポイントが失効となりますので、あらかじめご了承ください。
※ポイントの変動とは①ポイントを貯める ②ポイントを使う ③ポイントを交換することをいいます。なお、加盟店・提携店によってポイント数の残高へ反映されるタイミングが異なります。
- 2. 貯められたポイントをご利用券等と交換された場合、当該ご利用券の有効期限は利用券の種類、利用店舗・サービスによって異なり有効期限を過ぎた場合はご利用いただけませんので、各利用券の有効期限をご確認の上、有効期限内にご利用ください。
- 3. 下記各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で当該時点のポイントの残高が全て失効し、ポイントの利用ができなくなります。
 - (1) 会員が本章第 7 条に基づき退会をした場合。
 - (2) 会員が本章第 8 条のいずれかに該当したことにより会員から除名された場合。
 - (3) 本章第 10 条に基づき共通ポイントプログラムが終了した場合

(4) その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合。

第5条 会員証の盗難・紛失

1. 会員証を紛失・盗難された場合は、速やかにレバンガ北海道ファンクラブ事務局までお申し出ください。
その際、
再度ご入会のお手続きをいただく場合があります。
2. 前項に基づくお申し出・お手続き後に、当社が紛失・盗難等の時点のポイント残高を確認できた場合には、新しい会員証の発行時において、原則として、紛失・盗難等の時点のポイント残高と同数のポイントを再発行いたします。但し、会員証を紛失・盗難等された時点からレバンガ北海道までお申し出をいただき、本規約末尾の EZOCA 事務局での利用停止の手続きを行うまでに会員証を第三者に不正使用されたことなどによりポイントが消失した場合は、理由のいかんを問わずポイントの再発行はできません。

第6条 届出事項の変更

1. 入会時に登録された情報（お名前、連絡先としての電話番号、現住所等）に変更があった場合、レバンガ北海道ファンクラブ事務局にて速やかに変更のお手続きをいただくか、本規約末尾の EZOCA 事務局までお申し出下さい。
2. 会員が変更手続きを行わないこと等により会員宛のご連絡の通知が到達しなかった場合は、ポイントのご利用を停止させていただくことがあります。

第7条 退会

退会を希望されるときは、レバンガ北海道ファンクラブ事務局にてお申し出の上、会員証をご返却いただき
か、本規約末尾の
EZOCA 事務局までお問い合わせください。

第8条 会員証の使用停止・除名

1. 当社及び加盟企業において、会員が以下のいずれかに該当する場合、当社は、会員証の使用を停止、又は会員から除名させていただく場合があります。この場合、再度入会ができなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、これらの措置を行う為に必要な情報を当社及び加盟企業にて共有させていただく場合があります。
 - (1) 登録情報のいずれかの事項に、虚偽の記載があった場合
 - (2) 登録情報のいずれかの事項に変更があったにもかかわらず、所定の届出がなく、サービス運営上支障
が生じた場合
 - (3) 共通ポイントプログラムの不正利用があった場合
 - (4) 当社及び加盟企業の営業の妨害と判断される言動もしくは行為、又はブランドイメージを毀損すると
判断される言動もしくは行為を行った場合
 - (5) 本規約及び加盟企業の利用規約などのいずれかに違反した場合。
 - (6) その他、会員として不適切な行為があった場合、又は当社が会員として不適切と判断した場合

第9条 サービスの変更等

- 当社は本章の規定及び共通ポイントプログラムの内容を必要に応じ事前に予告なく隨時変更できるものとします。
- 加盟企業の詳細、ポイントプログラムのご利用条件その他本章の規定の変更内容については、EZOCALホームページにアクセスいただくことでご確認いただけます。変更後の会員のご利用を以って、変更後のご利用条件に同意いただいたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

第10条 サービスの終了

当社は理由のいかんを問わず当社の都合により、共通ポイントプログラムを終了することがあります。この場合、既に付与されたポイントの利用ができないとなる場合があります。なお、共通ポイントプログラムを終了する場合、原則として当社は3ヶ月前までに公表又は会員に通知します。

第2章 会員の個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定

第1条 個人情報の取扱い

- 当社は、本章第2条記載の会員の個人情報を必要な保護措置を講じた上で取得し、本章第3条記載の各利用目的のために利用させていただきます。
- 当社及びポイントプログラム参加企業は、会員の意に反する個人情報の取扱い防止と会員のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。
- 会員は、自己の個人情報の取扱いに関し、本規約に定める内容に同意するものとします。

第2条 個人情報の収集、利用、提供・預託

- 当社及びポイントプログラム参加企業は、本章第3条に定める利用目的のため、以下のような個人情報に関し適切な保護措置を講じた上で適法かつ公正な手段により収集・利用します。
 - レバンガ北海道ファンクラブ事務局が指定する入会方法及び当社が指定する入会方法により記載された事項（変更のお申し出内容を含みます。）氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、パスワード等。
 - 加盟企業におけるご利用履歴（お買い上げ又はご利用になったサービスの金額、日時、場所も含まれます。）なお、お買い上げになった個別の商品名及びご利用になったサービスの名称について、当社では取得及び保持、利用いたしません。
 - ポイントの付与又は使用に関する情報。
 - EZOCAL事務局等へのご意見、ご要望、お問い合わせの内容。
 - 当社のweb及び加盟企業のwebサービスを利用・閲覧した場合の、閲覧したページ、広告の履歴、閲覧時間、閲覧方法、端末の利用環境、クッキー情報、IPアドレス、位置情報、端末の固体識別番

号等の情報

- 第3条に定める利用目的達成のために必要な範囲で業務を当社及びポイントプログラム参加企業が他の企業に委託することがあります。その場合には、当社及びポイントプログラム参加企業は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で会員の個人情報を預託又は提供します。

第3条 個人情報の利用目的

当社及び加盟企業は、以下に掲げる利用目的のために個人情報を利用いたします。

- ポイントの発行、計算、利用等ポイントプログラムの円滑な運営（会員証の発行を含みます）のため
- 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ポイントの残高等、会員によるポイント利用に関連して必要な連絡等を行うため。
- ポイントプログラムの廃止、運営の停止、ポイントプログラム参加企業のポイントプログラムからの脱退、後継プログラムへの引継ぎ等やそれらに関する業務を行うため。
- 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ポイントに係る各種キャンペーンやイベントの案内や当社及び加盟企業が適切と判断した企業の様々な商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供のため。
- ポイントカードの利用状況の調査及び分析その他のマーケティング分析を行うため。
- 会員の皆様からのご意見、ご要望、お問い合わせ等に対し適切に対応するため。
- その他上記各目的に順ずるか、これらに密接に関連する目的のため。

第4条 個人情報の共同利用、共同利用者の範囲

当社は以下に掲げる共同利用者と、本章第3条記載の各利用目的により本章第2条記載の個人情報を共同して利用いたします。

- 当社およびグループ会社
- 提携信販会社
- ポイントプログラム加盟企業
- B.LEAGUE

但し、ポイントプログラム加盟企業は、本章第3条の利用目的1.4.6. の各項においてのみ、また、B.LEAGUEは、本章第3条の利用目的5項においてのみ、個人情報を共同利用いたします。

第5条 個人情報の開示・訂正・削除等

- 会員が自己の個人情報について、個人情報保護法又はその関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、又は第三者への情報提供を停止するよう請求することができます。
- 前項の請求を行う場合、会員は当社所定の届出書にてご請求いただくか、レバンガ北海道ファンクラブ事務局までお申し出ください。届出書についてはEZOCAホームページにアクセスいただくか、本規約末尾のEZOCア事務局までお問い合わせください。
手続きに際しては、所定の手数料をご負担いただきます。
- 開示・訂正・削除等の請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社及び加盟企業は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条 本章の規定に不同意の場合

本章の記載内容にご同意いただけない場合には、会員登録をお断りすることや、会員登録完了後に退会の手続きをとらせていただくことがあります。

第7条 本章の変更

1. 本章は法令に定める範囲内において変更できるものとします。
2. 本章の規定の変更内容については、EZOCΑホームページにアクセスしていただくことでご確認いただけます。

第8条 免責事項

当社及び加盟企業に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社及び加盟企業は、会員の個人情報の取扱いに
関し、会員に発生した損害について一切の責任を負いません。

<お客様お問い合わせ先>

EZOCΑ 事務局

電話番号：0120-29-3210

受付時間：10:00～18:00（年中無休）